

5 厚生労働省が実施する調査に対する協力について

厚生労働省が、能力評価試験の運営状況等について把握するため、調査を実施するときは、資料の提出等のご協力をお願いします。

(参考) キャリア形成促進助成金（職業能力評価推進給付金）の概要について

キャリア形成促進助成金とは、企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、その雇用する労働者を対象として、目標が明確化された職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援、職業能力評価の実施を行う事業主に対して助成するものです。訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金の4種類があります。

○ 職業能力評価推進給付金

(1) 受給できる事業主

受給できる事業主は、次のいずれにも該当する事業主です。

- ① 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- ② 労働組合等の意見を聴いて事業内職業能力開発計画^{*1}及びこれに基づく年間職業能力開発計画^{*2}を作成している事業主であって、当該計画の内容をその雇用する労働者に対して周知しているものであること。
- ③ 職業能力開発推進者^{*3}を選任し、都道府県職業能力開発協会に選任届を提出していること。
- ④ 労働保険料を過去2年間以上滞納していないこと及び過去3年間に雇用保険三事業に係るいずれの助成金についても不正受給を行ったことがないこと。
- ⑤ キャリア形成促進助成金の受給資格認定を受け、年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する労働者に対して、職業能力の開発及び向上に資するものとして厚生労働大臣が定めるものであって、当該事業主以外の者が行う職業能力検定を受けさせること。

(2) 受給できる額

- ① 職業能力検定の受検に要する経費(受検料等)の3／4
- ② 職業能力検定期間中のその雇用する労働者の賃金の3／4

(3) 受給のための手続

キャリア形成促進助成金の受給のための手續は、事務所が所在する都道府県の独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターで行います。

* 1 事業内職業能力開発計画とは、職業能力開発促進法第11条に基づき、事業主がその雇用する労働者に係る職業能力の開発及び向上を段階的かつ体系的にを行い、かつ、その雇用する労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために作成する計画をいいます。

* 2 年間職業能力開発計画とは、事業内職業能力開発計画に基づいた職業訓練、職業能力開発のための休暇、職業能力の評価、その他の職業能力開発に関する計画であって、1年ごとに定めるも

のをいいます。

- * 3 職業能力開発推進者とは、職業能力開発促進法第12条に基づき、事業内職業能力開発計画の作成及びその実施に関する業務を行うとともに、労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上に関する相談・指導等の業務を行う者をいいます。

詳細は、パンフレット「キャリア形成促進助成金のご案内」をご覧ください。

様式の記入要領

● 様式第1号（団体概要）

試験機関の名称、代表者氏名を記入した上で、代表者印を押印してください。

- 1 能力評価試験の名称：試験実施規程で定めた正式名称を記入してください。
- 2 試験機関の所在地：能力評価試験業務の事務局（あるいは相当する組織）の所在地を記入してください。本社の所在地が事務局の所在地と異なる場合は、本社所在地もあわせて記入してください。
- 3 主たる事業内容：定款等に掲げる事業の概要を記入してください。
- 4 規模：調書記入日現在の人数を記入してください。①役員数及び②従業員数は試験機関全体の人数を記入してください。
- 5 設立年月日：試験機関の設立年月日を記入してください。
- 6 能力評価試験事業開始年月日：キャリア・コンサルタント能力評価試験事業の開始年月日を記入してください。当該能力評価試験の実績がない場合は、能力評価試験事業開始予定年月日を記入してください。
- 7 作成者：提出書類の内容等について説明できる担当者の氏名を記入してください。そのほかに事務局責任者に相当する者がいる場合には、その氏名を記入してください。
- 8 所属部署名、電話・FAX番号、業務用メールアドレス：作成者の所属、連絡先を記入してください。メールアドレスの記入は任意で構いません。

● 様式第2-1号（能力評価試験概要）

1 能力評価試験の名称について

- ① 能力評価試験名称：試験実施規程で定めた正式名称を記入してください。
- ② 合格者に付与する称号：能力評価試験合格者に対して付与する称号の名称を記入してください。

2 能力評価試験の年間実施計画について

- ④ 第1回～第6回：指定を希望する月（4月または10月）から1年間（3月または9月まで）について、能力評価試験の実施予定日を記入してください。能力評価試験が学科試験と実技試験で1次と2次にわかれるなど、2月以上にまたがって能力評価試験を実施する場合は、その最初の月日を記入してください。また、各回の受験者見込数、実施場所について記入してください。能力評価試験実施回数が7回以上である場合は、記入欄を適宜追加してください。

（下欄）

受験者見込数：能力評価試験1回あたりの受験者見込数の平均値及び年間あたりの受験者見込数を記入してください。

年間能力評価試験回数：1年間の能力評価試験実施回数を記入してください。

年間能力評価試験開催箇所数：受験者が能力評価試験開催地を選択できる場合は、選択可能な開催地を1箇所と数えて、のべ開催箇所数をご記入ください。

（例1：1次試験に、①東京都中央区、②東京都八王子市、③千葉県船橋市から試験地を選択でき、2次試験に①東京都新宿区、②千葉県千葉市を選択できる場合には3箇所と数える。）

（例2：1次試験に、①東京、②大阪の選択肢があり、①東京を選択した場合に1次試験は東京都内であるが、2次試験は自動的に千葉県千葉市で受験することが決められているような場合は、①東京・②大阪で2箇所と数える。）

- ⑤ 受験料：学科試験と実技試験または1次試験と2次試験とに分けて徴収する場合は、その内訳もあわせて記入してください。

- ⑥ 認定料・登録料等：合格後に必要な認定料・登録料等があれば記入してください。

● 様式第2-2号（受験資格）

1 受験資格

- ① 受験資格：受験資格の要件について記入してください。（指定基準2(6)一参照）

- ② 免除措置：一定の教育訓練受講者または一部科目合格者に対する学科試験及び実技試験のいずれかまたは一部科目について、受験の免除措置の有無とその内容について記入してください。（指定基準2(6)三・四参照）
また、一定の教育訓練受講者に対して免除措置を講じている場合、当該教育訓練による知識またはスキルの習得度の確認方法について具体的に記入してください。（指定基準2(6)四参照）
- ③ 更新規程：合格者に対する一定の期間後の更新制度の有無、その頻度、更新条件・内容等があればその内容について記入してください。
- 2 必要な能力を習得するための教育訓練として提出した講座について
受験資格要件として提出した教育訓練の全ての講座について、④講座実施機関名、⑤講座名について記入してください。欄が足りない場合は、適宜追加してください。
- ⑥ 通信／在宅(h)：通信／在宅時間には、自宅で行う課題学習、ワークシート記入等の時間も含めて記入してください。
- ⑩ 通信／在宅学習の修得度の確認方法：通信／在宅学習を実施する場合の、習得度の確認方法（課題の設定や採点基準等）を具体的に記入してください。
- 様式第2－3号（受験資格となる養成講座の訓練時間一覧）
1 様式第2－2号の2に記入した講座について、その訓練時間の内訳を指定基準別表2の分野ごとに記入してください。欄が足りない場合は、適宜追加してください。
- 様式第2－4号（能力評価試験問題作成基準に関する事項）
多肢選択式・記述式等の列には、多肢選択問題のほか、単語記述問題等、ある程度機械的な採点が可能な問題を含みます。
- 1 学科試験について
⑤ 合否基準：いずれか特定の分野における理解度・習得度が著しく低い場合のいわゆる足切設定についても記入してください。（指定基準2(5)二参照）
- 2 実技試験について
⑥ 試験内容及び試験時間：試験の実施内容と実施内容ごとの所要時間を記入してください。
⑦ 合計試験時間：⑥で記入した所要時間の合計を記入してください。
⑧ 審査担当者の人数：受験者1人を審査する担当者の人数を記入してください。
- 4 作問手順
いつ、誰が、どのように素案を作成するか、推敲・全体調整を進めるか等、詳しい手順について記入してください。
- 様式第3－1号（「審査等に当たる者」の名簿）
② 所属：「社内」にはグループ会社所属者も含み記入してください。
③ 担当業務：「多肢選択式・記述式等」には、機械的な採点のみを担う者は含めないことで記入してください。
④ 学識者／実務家：「学識者に近い」は、大学の教授・助教授級の者、論文の執筆歴等がある者、またはそれらの条件に準ずる者である場合に○をつけてください。
⑤ 試験担当区分：指定基準別表1における能力基準項目において、担当する分野に○をつけてください。
⑥ 専門領域：指定基準の1(3)の解説に記載されている各専門分野において、該当する番号の数字を記入してください。
- 様式第3－2号（「審査等に当たる者」の経歴書）
⑦ 専門分野・⑧資格・所属学会等、⑩主な実績：当欄については、様式第3－1号⑥で記入した専門領域分野を中心に記入してください。実技試験の審査者については、カウンセリング経験年数を必ず記入してください。

- 様式第3－3号（「倫理委員会」委員及び「監査に当たる者」の名簿、監査手順）
 - 1 「倫理委員会」委員の名簿／2 「監査に当たる者」の名簿
 - ②・⑥ 所属：「社内」にはグループ会社所属者も含むこととして記入してください。
 - ③・⑦ 最近3年間における経験：指定を受けようとする年度を含め、最近3年度間において、「倫理委員」・「監査に当たる者」・「審査に当たる者」の実績がある場合に○をつけてください。
- 様式第3－4号（「倫理委員会」委員の経歴書）
 - ⑦専門分野・⑧資格・所属学会等、⑩主な実績：当欄については、第一の専門分野の他に、キャリア・コンサルティング及び近接する領域について該当があれば必ず記入してください。
- 様式第3－5号（「監査に当たる者」の経歴書）
 - ⑦専門分野・⑧資格・所属学会等、⑩主な実績：当欄については、第一の専門分野の他に、キャリア・コンサルティング及び近接する領域について該当があれば必ず記入してください。
- 様式第3－6号（「能力評価試験事務に当たる者」の名簿）
 - ②専任／兼任：業務の90%以上が能力評価試験事務関連の場合専任、90%未満の場合は兼任職員と記入してください。
- 様式第4号（能力基準項目と能力評価試験問題（案）対応表）
 - 能力評価試験問題（案）の問番号を最左列に記入し、指定基準別表1に対応する基準項目の欄に○をつけてください。
- 様式第5号（能力評価試験等実績概要）
 - ①試験が1次と2次にわかれ、二月にまたがって試験を実施する場合は最初の月に○をつけてください。

キャリア形成促進助成金（職業能力評価推進給付金）対象
キャリア・コンサルタント能力評価試験 指定希望調書（団体概要）

厚生労働省職業能力開発局長 殿

平成 年 月 日

次のキャリア・コンサルタント能力評価試験について、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第125条第4項第1号の規定に基づく厚生労働大臣が定める職業能力検定（平成13年厚生労働省告示第319号）第3号に規定する職業能力検定としての指定を希望します。

提出者 試験機関の名称

代表者氏名

(役職)

印

1	能力評価試験の名称		
<u> </u>			
2	試験機関の所在地		
<u> </u>			
電話番号			
(本社所在地)	<u> </u>		
<u> </u>			
電話番号			
3	主たる事業内容		
4	規模		
①役員数 () 人 ②従業員数 () 人 ③能力評価試験業務に関わる従業員数 () 人 ④能力評価試験業務に関わる者のうち外部の者的人数 () 人			
5	設立年月日	年 月 日	6 試験事業開始年月日
年 月 日			

7	作成者	ふりがな	所属部署名
(事務局責任者)		()	8 電話・FAX番号 業務用メールアドレス